



# 三重県公報

令和5年11月28日 (火)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
58	三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	(住宅政策課)	2

規 則

三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年十一月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五十八号

三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

三重県営住宅条例施行規則（平成九年三重県規則第百三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第二（第二十七条の五関係）		別表第二（第二十七条の五関係）	
駐 車 場 の 名 称	使 用 料	駐 車 場 の 名 称	使 用 料
(略)	(略)	(略)	(略)
笹川第二団地駐車場	(略)	笹川第二団地駐車場	(略)
河原田団地駐車場	千八百円	河原田団地駐車場	千八百円
(略)	(略)	(略)	(略)
エスペラント末広駐車場	(略)	エスペラント末広駐車場	(略)
辻久留団地駐車場	千五百円	辻久留団地駐車場	千五百円
(略)	(略)	(略)	(略)
カーサ上野駐車場	(略)	カーサ上野駐車場	(略)
蔵持団地駐車場	千七百円	蔵持団地駐車場	千七百円
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和五年十二月一日から施行する。

発 行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>